

# ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設(大気)

	施設の種類	施設の規模
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1 t/h 以上であること。
2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼または鍛鋼の製造の用に供するものを除く)	変圧器の定格容量が1,000kVA 以上であること。
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/h 以上であること。
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く)を使用するものに限る)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉は原料の処理能力が0.5t/h 以上であること。
		溶解炉は容量が1 t 以上であること。
5	廃棄物焼却炉	火床面積 <sup>※1</sup> が0.5m <sup>2</sup> 以上であるか、焼却能力 <sup>※2</sup> が50kg/h 以上であること。

※1：火床面積とは炉の床面積をいい、炉の形が上方に広がっている場合等は投影面積とする。廃棄物の焼却施設に2つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合には、それらの火床面積の合計とする。

※2：廃棄物の焼却施設に2つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合には、それらの焼却能力の合計とする。